

平成 13 年 6 月 4 日

答 申

第 1 審議会の結論

当審議会は、平成 12 年 12 月 1 日付けで異議申立人が鳥取県知事に対して行った異議申立てについて、慎重に審議検討を行った結果、次のとおり判断する。

平成 12 年 9 月 14 日に異議申立人が行った「県警本部総務課、警務課、会計課の平成 10、11 年度の食糧費、旅費の支出に係る一切の資料」の公文書開示請求に対し、同年 11 月 9 日付けで知事が行った公文書部分開示決定処分のうち、別記 から掲げる情報を非開示とした処分、並びに旅行命令簿及び復命書について知事の保有する公文書でないことを理由に開示決定等の処分を行わなかったことは、いずれも妥当である。ただし、別記 に掲げる情報の非開示理由については、鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 2 項第 4 号（犯罪の予防等に関する情報）でなく、同項第 2 号（個人に関する情報）により非開示とするのが妥当である。

（別 記）

県民の声を聴く会への出席者の職業及び氏名
本県警察職員のうち警部補及び同相当職以下の職にある者の氏名及び印影
飲食店等の取引金融機関名、口座番号及び印影

第 2 異議申立てに至る経過

平成 12 年	9 月 14 日	本件公文書の開示請求
同年	11 月 9 日	公文書部分開示決定通知
同年	12 月 1 日	行政不服審査法第 6 条の規定による異議申立て

第 3 実施機関の非開示決定等の理由

1 別記 及び について

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 9 条第 2 項第 4 号に該当するため。

2 別記 について

法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第9条第2項第3号に該当するため。

第4 異議申立人の主張

鳥取県知事が平成12年11月9日付けで行った部分開示決定処分のうち、別記からに掲げる処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

さらに、開示決定等の処分を行わなかった旅行命令簿及び復命書について、開示を求める。

第5 審議会の判断

1 「県民の声を聴く会への出席者の職業及び氏名」に係る第9条第2項第4号の該当性について

「県民の声を聴く会」は、一般県民等の出席者から、フリートーキング形式で警察行政への意見や要望等を聴くことにより、今後の警察活動の参考とするとともに、県民の警察活動への協力を図ろうとするものである。

当審議会は、この会議の出席者から犯罪被害の実体験に基づく情報や意見、要望など、個別具体的な情報が寄せられていることを確認した。

このような会議の出席者の職業及び氏名を公開した場合、当該出席者が警察に協力的であるとして、当該出席者からの発言に不当な悪意を抱く者等からの嫌がらせや攻撃を受けるおそれは否定できず、また、そのことに対する不安感から、その発言が制約されたり、参加者の確保が困難となることも想定される。

しかし、このことをもって、直ちに警察活動そのものが阻害され、又は円滑に行われなくなり、ひいては犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは考えにくい。また、この条項を広く適用すれば、非開示の範囲が必要以上に拡大されるおそれがあり妥当でない。

よって、当該情報は、条例第9条第2項第4号には該当しないとするのが適当である。

しかし、これらの情報は、上記のとおり個人の権利利益を侵害するおそれがある。対象文書に係る食糧費の用途を明らかにするために氏名を公開にすることよりも、非開示により個人の利益を守る必要性の方が大きいといえることができる。

現行条例及びそれを受けた鳥取県情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）では食糧費を支出した会議の出席者名は公開することとしているが、それは条例第9条第2項第2号エに規定されたとおり「個人の権利利益を侵害するおそれがない」場合のことであって、本件事案では第2号本文を適用し非開示とするのが妥当である。

2 「本県警察職員のうち警部補及び同相当職以下の職にある者の氏名及び印影」に係る条例第9条第2項第4号の該当性について

警察職員の中には、現実に警察に対し悪意を抱く者などからの嫌がらせやプライバシーの侵害等を受けている者がおり、また職員のみならずその家族までをも巻き込んだ事例が発生していることを当審議会で確認した。

このような状況の中、警察職員の氏名及び印影を開示すれば、従来にも増して警察職員に対する嫌がらせ等が発生し、その結果警察業務に支障が及ぶおそれがあるということが理解できる。(なお、警察事務職員も治安の維持に係る業務に関わっており、警察官と同様の嫌がらせ等を受けており、これらを区別することは妥当でない。)

しかし、条例第9条第2項第4号の規定の適用に当たっては、上記1で述べたことと同様のことがいえ、慎重に行うのが望ましい。

また1と同様であるが、この情報も警察職員個人の権利利益に関わる問題であり、警察職員個人の権利利益を損なうのであれば、公開の利益と比較衡量し、本来、個人情報規定で処理すべきものである。しかし、現行条例第9条第2項第2号及び規則の規定をみると、警察職員の氏名を個人情報として非開示と解釈することは、条文上困難である。

審議会の結論としては、実際に警察職員や家族に被害事例があること、未だ警察が実施機関に入っていないこと、警察が実施機関に入ることを前提とした条例の個人情報の規定の検討が十分になされていないこと、全国的に警察職員情報に関する事例が蓄積されておらず、また全国的にも規定や解釈の調整がとられていないことなどを考慮し、今回、知事が同項第4号の規定を適用して非開示としたことはやむを得ないとするものである(なお、警部及び同相当職以上の職にある者については、行政活動上、氏名を公にすることが通例となっているため、原処分のとおり開示することが妥当である)が、今後の同項第4号の厳正な解釈と警察職員に係る個人情報の規定についての検討を望むものである。

3 「飲食店等の取引金融機関名、口座番号及び印影」に係る条例第9条第2項第3号の該当性について

印影については、現実の社会生活において、銀行への届出印の偽造や口座番号を利用した被害などが多発しており、銀行では印影確認システム(登録した印影と伝票の印影を照合するシステム)を導入するなどの動きもある。

このような状況等を考慮すると、飲食店等の意思によらずこれらの情報を開示することは、飲食店等の正当な意思ないし期待に反するものであり、当該飲食店等の正当な利益を害するおそれがあると認めるのが相当である。

よって、当該情報は、条例第9条第2項第3号に該当すると認められる。

4 「旅行命令簿」及び「復命書」について、開示決定等の処分を行わなかったことについて

平成11年（行コ）第1号文書開示拒否処分取消請求控訴事件判決で、「地方自治法上の予算に関する知事の権限をかんがみると、予算執行文書については、その法的権限が知事に属している。」と判示しているが、当該判決では予算執行文書の範囲について具体的に言及していない。

そこで、地方自治法上、予算の適正執行のための具体的な手続きや確認すべき書類等の規定がない限り、各自治体の予算執行制度を考慮して、個別に予算執行文書の範囲を確定せざるを得ないと考えられる。

本県における旅費支給制度を見ると、旅費を支給するに当たって、「旅行命令簿」及び「復命書」（以下「復命書等」という。）を知事の補助機関である出納局に必要な書類として提出することにはなっていない。また、異議申立人が主張するように公金の不正支出等の不祥事が起こった時に復命書等を出納局が確認することはあるが、必要に応じて参照することができる文書までを予算執行文書とすると、その範囲が無制限に広がることとなり適当でない。

さらに、当該文書の本来の作成目的を考えた場合、「旅行命令簿」は、旅行命令権者が服務関係に基づく職務命令として職員に旅行を命ずるため、旅行に関する事項を記載して出張する職員に提示することを目的に作成するものであり、「復命書」は、服務関係に基づき旅行命令を受けた出張職員が出張用務の内容（会議の内容、資料、報告事項等）を旅行命令権者に報告することを目的として「鳥取県警察職員の服務に関する訓令（昭和49年6月本部訓令第5号）」に基づき作成されるものである。これらは、いずれも服務関係に基づき、旅行命令権者である警察本部長の職員が作成し、警察本部長が保有する文書というべきである。

よって、当該文書は条例第2条第2項に規定する公文書には該当しない。

この復命書等についての問題は、警察が実施機関に入っていれば生じない問題である。当審議会は、警察が出来るだけ早く、条例の実施機関に入り、情報公開制度の運用を進められるよう望むものである。

以上を踏まえ、第1「審議会の結論」のとおり答申する。

第6 審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年12月18日	諮問書の受理
” 12月26日	異議申立人から意見書提出
平成13年 1月29日	審議
” 2月16日	実施機関から理由説明書提出、審議
” 3月16日	審議
” 4月20日	審議
” 5月18日	審議
” 6月 4日	審議、答申